

議案第16号

財産を無償で貸し付けること（米子勤労総合福祉センターの建物）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

	種 類	所 在 地	数 量
建 物	宿 泊 施 設	米子市尾高2377番地	4,641.15平方メートル (持分2分の1)
	機 械 室	〃	12.89平方メートル (持分2分の1)
	機 械 室	〃	21.93平方メートル (持分2分の1)
	倉 庫	〃	16.53平方メートル (持分2分の1)
	浄 化 槽	〃	106.7平方メートル (持分2分の1)

2 相手方

米子市加茂町一丁目1番地

米 子 市

3 貸付期間

議決のあった日から平成20年12月3日まで

4 理由

米子勤労総合福祉センターの建物を売却するに当たり、同建物について独立行政法人雇用・能力開発機構との売買契約により5年間の転売が禁止されていることから、当該禁止期間中無償で貸し付けようとするものである。

なお、貸付に当たっては、米子市から売却先に一括して貸し付けるため、同建物を米子市に対して貸し付けることとする。